

第2回

(令和8年2月10日)

議 事 録

錦町農業委員会

錦町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和8年2月10日(木) 午前9時30分から午前9時45分
 - 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
 - 3 出席委員 10名
1番委員 柳瀬 真也・2番委員 古里 直樹・3番委員 水本 重利・4番委員 田浦 孝利・5番委員 立尾富美香・6番委員 坂口 雅子・7番委員 山崎 真一・8番委員 尾方 栄氏・9番委員 中村 竜郎・10番委員 尾方 安枝子
 - 4 欠席委員
 - 5 議事日程
 - 1) 会期の決定
 - 2) 議事録署名委員の指名
 - 3) 議第4号案 農地法第3条の規定による許可申請について
議第5号案 農用地利用集積等促進計画について
議第6号案 非農地証明願いに対する認定について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について
 - 6 事務局職員
事務局長 山本直樹、農地係 園林沙恵
 - 7 会議の概要
- 議 長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、6番・7番委員にお願いします。
- 議 長 諸事報告がありましたらお願いします。
- 7番 阿蘇市農業委員会意見交換報告(遊水地関係)
- 議 長 他にはございませんか。無いようですので、議第4号案農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議第1号案農地法第3条の規定による許可申請について(朗読)
- 議 長 調査番号1番について9番委員から調査報告をお願いします。
- 2番 (調査番号1)申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手方の要望です。賃借人の経営内容について報告します。家族2人(稼働力2人)。経営面積228aの内、田が89aで、水稻44a、WC S45a作られています。畑が139aあり、メロン20a、麥60a、ソバ59a作られています。3条調査項目により報告します。1番2番(通作距離):2.5km、7分です。3番(小作地):問題なし。4番

(貸付地):問題なし。5番(価格):10a当り15,000円です。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター他。8番(借地農地の利用計画):水稻を作付け予定です。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 次に調査番号2番について、5番委員から調査報告をお願いします。

5番 (調査番号2)申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手からの要望です。貸借期間は5年間です。賃借人の経営内容について報告します。家族8人(稼働力4人)です。経営面積は966aで、田が523aでWCSを作付けされています。畑が443aで、イタリアン・ソルゴを作付けされています。酪農をされていますので、95頭飼育されています。3条調査項目により報告します。1番2番(通作距離):500m、5分です。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(貸借価格):10a当り10,000円で借りられます。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター他。8番(取得農地の利用計画):WCSを作付け予定です。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 それでは、調査報告が終わりましたので質問のある方は挙手の上お願いします。質問もないようですので、採決に移ります。調査番号1番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員:挙手)全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号2番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員:挙手)全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。次に議第5号案農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第5号案農用地利用集積等促進計画について(朗読)

今回、所有権移転が1件、利用権設定が20件です。

利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

(1番~20番適格の報告あり)

議長 質問のある方はいらっしゃいませんか。それでは、農用地利用集積等促進計画について異議のない方の挙手を求めます。(全委員:挙手)それでは、適格といたします。次に議第6号案 非農地証明願いに対する認定についてを議題とします。事務局からの説明をお願いします。

事務局 議第6号案 非農地証明願いに対する認定について(朗読)

議長 調査番号1番について、木上地区から調査報告をお願いします。

94番 調査番号1番について、木上地区を代表して9番委員から調査報告します。

(調査番号1)申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。2月6日午後1

時から7番、9番委員と推進委員2名で現地調査を行いました。現地は木上の元ライスセンターがあった場所の向かい側で、写真を見ていただいてもわかるように竹やぶになっています。159-2については、中にも入っていけないような状態でした。到底耕作されることは無く、協議した結果、非農地化はやむを得ないと判断いたしました。

議長 調査報告が終わりましたので、質問のある方は挙手の上お願いします。
質問も無いようですので、採決にうつります。調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手) 全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手) 全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号3番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手) 全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号4番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手) 全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。

次に報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約についてを議題とします。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について(朗読)資料のとおり適切に合意解約されていることを報告いたします。

議長 ご質問等はございませんか。それでは、これを持ちまして2月総会を閉会いたします。

終了後、売買・貸借相談案件担当決め

大区画化等加速化支援事業説明

農業者年金加入推進について(名簿・パンフレット配布)

農作業賃金表修正について→各自持ち帰ってもらい各団体等で協議を行い3月総会時に決定し、農業委員会だよりとして配布を行う。

あっせん売買の要件変更について

農林振興課から

- ・錦町農業基本構想の変更について
- ・営農座談会での説明内容について

遊水地計画ヒアリング

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年2月10日

農業委員会会長

6 番 農 業 委 員

7 番 農 業 委 員
